

○神奈川歯科大学附属横浜クリニック医員規則

(目的)

第1条 この規則は、神奈川歯科大学附属横浜クリニック（以下「横浜クリニック」という。）において、医員として診療を主体とした業務に携わることにより歯科医療に対する幅広い知識と高度の医療技術を体得し、今後の歯科医療の発展に寄与することを目的とする。

(資格)

第2条 医員を希望する者は、研修歯科医として1年以上の研修を終了した者又は横浜クリニック院長の認めた者でなければならない。

(出願手続)

第3条 医員を希望する者は、横浜クリニック院長が指定する期間内に、次の書類を添えて横浜クリニック院長に願出しなければならない。

- (1) 願書（本学所定） 1通
- (2) 履歴書 1通
- (3) 推薦書（本学所定） 1通
- (4) 健康診断書 1通
- (5) その他必要な書類

(診療等)

第4条 医員は、週5日診療に従事しなければならない。ただし、診療日については、所属長と調整の上決定する。

2 医員は、横浜クリニック院長の命に服さなければならない。

(研究歴)

第5条 医員が横浜クリニックで診療に従事した期間については、研究歴として認める。

(定員)

第6条 医員の総定員は、原則25名とする。ただし、診療科への定員の配分については診療科の収支状況を勘案して配分する。

(手当)

第7条 医員手当の月額は、次の方式に基づき支給する。

- (1) 医員の基本給は、初年度を月額17万円とし、以後月額19万円を上限として1年ごとに月額1万円の昇給とする。
- (2) 医員の内、大学院を修了した者の基本給は20万円とする。

(3) 医員の1か月当たりの診療患者数が120人を超えた場合は1万円を支給し、更に診療患者数が10人増加するごとに1万円を支給する。

(4) 医員の1か月当たりの診療報酬額（外来および入院を伴う手術料、処置料の合算）が30万円を超えた場合は5千円を支給し、更に診療報酬額が5万円増加するごとに5千円を支給する。

なお、複数名による診療（外来および入院を伴う手術料、処置料）については、別紙「診療科別按分表」により調整する。

(5) レセプト審査による査定または契約自費の返金が生じた場合には、当該月に遡り再計算の上、翌月以降の支給額で調整する。但し、矯正歯科の契約自費については、翌月以降の支給額で分割にて調整する。

(6) 医員の通勤交通費は学校法人神奈川歯科大学給与規程第12条に準じて支給する。

(7) 医員の校費出張は所属する日本歯科医学会専門分科会に属する学会での発表者（共同演者を除く）に限り、年度内1万5千円を限度として支給する。

(8) 歯学部での講義及び実習を担当する場合は、半日ごとに5千円及び交通費を支給する。

(9) 医員は認定医・専門医手当として1か月当たりそれぞれ2千円・5千円を支給する。

2 医員手当は、診療等従事月の翌月に支給する。但し、診療患者数および診療報酬にかかる手当は、診療月の翌月に支給する。

3 医員手当の月額総支給額の上限を60万円とする。

（期間）

第8条 医員として診療に従事する期間は、1年以内とし、この期間は年度末に終了するものとする。ただし、特に優秀であると認められた者には、4年を上限として1年ごとの更新を妨げない。

（退職）

第9条 医員が退職しようとするときは、退職しようとする1か月前までに、横浜クリニック院長に願い出なければならない。

（勤務条件等）

第10条 医員の勤務条件等については、学校法人神奈川歯科大学就業規則に準ずる。

（改廃）

第11条 この規則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

（報奨）

第12条 所属長の推薦により、特に勤務態度、診療成績が優秀と認めた者は、報奨することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成25年4月1日から一部変更施行する。
- 3 この規則は、平成26年4月1日から一部変更施行する。
- 4 この規則は、平成27年4月1日から一部変更施行する。
- 5 この規則は、平成29年4月1日から一部変更施行する。
- 6 この規則は、令和3年4月1日から一部変更施行する。
- 7 この規則は、令和6年4月1日から一部変更施行する。
- 8 この規則は、令和7年4月1日から一部変更施行する。
- 9 この規則は、令和8年4月1日から一部変更施行する。